

福祉用具貸与・販売事業の概要と指定要件

I 福祉用具貸与・販売について

福祉用具貸与とは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行うサービスです。厚生労働大臣が定める車いす、電動ベッド、歩行器等の13種類の福祉用具が貸与の対象となっています。

福祉用具販売とは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売するサービスです。

福祉用具貸与・販売事業を開業するためには、事業所の所在地となる都道府県に「介護事業者指定申請」を行い、指定介護事業者として許可を受ける必要があります。

II 福祉用具貸与・販売事業の指定要件

福祉用具貸与・販売の指定を受けるためには、下記の①～③の基準を全て満たす必要があります。また、福祉用具貸与と特定福祉用具販売では指定基準が若干異なりますので、ご注意ください。

①法人格があること

②下記のA～D（E）の人員を必要人数配置していること

A. 管理者

◎常勤専従で1名配置、資格要件は特にありません

B. 専門相談員

◎常勤換算方法で2以上配置、下記のいずれかの資格が必要となります

- (1) 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士
- (2) 介護職員基礎研修修了者、介護員養成研修1級課程修了者
- (3) 介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー2級）
- (3) 福祉用具専門相談員指定講習の修了者
- (4) 都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当すると認める講習の修了者

※常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の1週間の合計勤務時間を、常勤職員が1週間に勤務すべき勤務時間（32時間を下回る場合は32時間で計算）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

「常勤換算後の人数 =

従業者全員の1週間の合計勤務時間 ÷ 事業所の常勤職員の1週間の勤務時間」

注. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売は一体的に行うことが可能であり、その場合、専門相談員は上記要件を満たせば、貸与・販売双方の事業で要件を満たしているとみなされます。



③福祉用具貸与・特定福祉用具販売を行う事業所があり、かつ、下記A、B、Cの区画・設備（特定福祉用具販売の場合はAの区画のみ必要）があること

A. 事務室

◎職員・設備備品が収容できる広さであること、利用申込の受付・相談等に対応する適切なスペースを確保していることが必要です

B. 保管設備

◎下記2つの要件を満たす保管設備を備えている必要があります

(1) 清潔であること

(2) 消毒、補修済みの用具と未了のものとが区分可能であること

（保管室を別にする、パーティションを設置する等の措置が必要）

※基準を満たす他の事業者に保管を委託する場合、保管設備は不要です

C. 消毒のために必要な器材

◎下記の要件を満たす器材を備え、かつ、適切な方法による消毒を行う必要があります

(1) 取扱う用具の種類及び材質等からみて、適切な消毒効果を有すること

(2) 消毒方法は、用具の種類・材質からみて、適切なものであること

※基準を満たす他の事業者に消毒業務を委託する場合、消毒器材は不要です

